

児童手当改正のお知らせ

～児童手当制度が令和6年10月分(12月支給分)から変わります～

変更点

<各年代の定義>

- ・高校生年代→18歳到達後最初の年度末までの児童
- ・大学生年代→22歳到達後最初の年度末までのお子様

主な変更	改正前 〈令和6年9月分まで〉	改正後 〈令和6年10月分から〉
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
支給対象	中学校修了前までの児童を養育している方 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの児童を養育している方 (18歳到達後の最初の年度末まで)
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ◆3歳未満 一律：15,000円 ◆3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ◆中学生 一律：10,000円 ◆特例給付 一律：5,000円 (所得制限限度額以上、所得上限限度額未満) ◆所得制限上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ◆3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ◆3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子加算の算定対象(カウント方法)	高校生年代までの子を第1子とカウント	大学生年代までの子を第1子とカウント (児童手当受給者が経済的な支援等をしている場合)
支給月	3回(各前月までの4ヶ月分を支払) 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回(各前月までの2ヶ月分を支払) 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月 <small>支給月の10日(銀行休業日はその直前営業日)に振込みます。</small>

今回の改正で、手続きが必要な方

手続きが必要な方	提出書類
① 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方 ② 所得上限限度額超過で、制度改正前に児童手当(特例給付)の支給対象外である方	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童手当認定請求書 ◆振込口座が確認できる通帳やキャッシュカードの写し <p><必要に応じ提出するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ※児童と別居の場合 → 児童手当別居監護申立書 ※養育者(父母以外が児童手当を受給する場合) → 監護・生計維持関係申立書
③ 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童手当額改定認定請求書 <p><必要に応じ提出するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ※児童と別居の場合 → 児童手当別居監護申立書 ※養育者(父母以外が児童手当を受給する場合) → 監護・生計維持関係申立書
④ 現在、児童手当を受給中か否かを問わず、新たに多子加算の算定対象となる大学生年代までの子と、高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ◆監護相当・生計費の負担についての確認書

※ ホームページからダウンロードができない場合は、お問い合わせください。

- ・ 窓口での受付も出来ませんが、混雑緩和のため、郵送での提出にご協力願います。

改正で新たに対象となる方の手続きの期限は？

令和6年10月18日(金)まで【必着】
【最終期限】令和7年3月31日(必着)

必要書類を令和6年10月18日(金)までにご提出ください。この期限までに提出した場合は、令和6年10・11月分の手当を令和6年12月に振込します。

なお、改正に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日(月)です。

最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません。

※手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を市で受付した月の翌月分からとなります。

◆令和6年9月30日以前に春日部市から転出された場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

改正により振込通知が廃止されます

◎児童手当振込時に送付している振込通知書は、令和6年10月期振込をもって廃止になります。

・受給状況に関する証明書が必要な場合は、受給証明書を発行いたします。詳しくはホームページをご覧ください。

その他届出が必要なとき

- ・出生や児童を養育しなくなった等養育状況に変化があったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所・氏名に変更があったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所又は退所したとき
- ・受給者が公務員に採用又は退職したとき
- ・結婚や離婚などにより児童の養育状況や、生計の中心者に変更が生じたとき
- ・振込先金融機関・口座番号を変更するとき(受給者名義の口座)
- ・受給者・配偶者・児童の個人番号(マイナンバー)が変更になったとき
- ・多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子について経済的負担の状況に変更が生じたとき

公務員の方

児童の保護者(生計の中心者)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)で児童手当の手続きをしてください。今回の改正に伴う手続き方法、期間等につきましても勤務先(所属庁)へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

春日部市役所 こども支援課 手当担当

〒344-8577

春日部市中央7丁目2番地1

☎048-736-1135(直通)